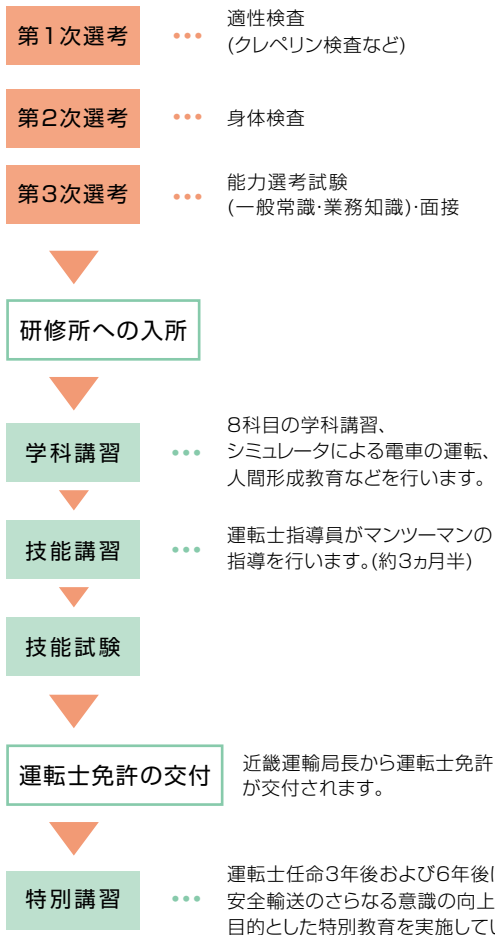


運転士の養成

運転士養成のために研修所を設置し、国土交通大臣の指定を受けた動力車操縦者養成所として、運転士の養成を行っています。研修所の入所資格は、満20才以上で運転士登用選考試験に合格した者と定めています。最近の運転士登用選考試験での倍率は4.4倍となっています。

■ 運転士養成の流れ



▲ 研修所への入所



▲ 技能講習

Message

西尾 宗晃
運転課 大阪列車区



61期生の仲間とともに「動力車操縦者運転免許」取得に向けて、励まし合って喜びを分かち合いました。研修所の先生方からは、運転士時代に経験された実践的な知識を教わるだけでなく、見習中には精神的なフォローまでしていただきました。技能講習では、指導員とのマンツーマンにより、運転技術はもちろん社会人としての人間性も教育していただきました。運転士としてお客さまの「安全・安心」を第一に考えて、京阪ブランドの質の向上に努めていきます。

乗務員の日々の管理

◆ アルコールチェック

当社では出勤点呼時のアルコールチェックを運転士および車掌をはじめ、社用車や保守用車などの運転に携わる者全員に対して実施しています。



▲ アルコールチェック

また、公共交通従事者としての社会的責務の自覚を促すため、業務外でも自宅でチェックできるアルコールセンサーを配布しています。

◆ SAS (睡眠時無呼吸症候群) 対策

SAS(睡眠時無呼吸症候群)は十分な睡眠がとれず、ヒューマンエラーにつながる恐れがあります。そこで事故防止の対策として、運転士全員に対してSASの簡易検査(パルスオキシメータ)を3年周期で実施し、主治医と産業医の指導のもと、必要がある場合は、シーパップ治療を義務づけています。

◆ 出勤点呼時の

ワンポイントアドバイス

運転保安度向上のため、出勤点呼時に監督者から乗務員に対して、ワンポイントアドバイスを行うことで注意喚起を促しています。従来の点呼方法を改善し、具体的に注意箇所を指摘し、言葉を交わしコミュニケーションを図ることで、安全へのより一層の意識づけを目的としています。

また、運転指令者が列車無線を使って天候などそのときの状況にあったアドバイスをしています。